

第 47 回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆ 日時：2011 年 3 月 9 日 16：00-18：00

◆会場：財務省 4 階 財総研会議室

◆議題

はじめに（自己紹介）

NGO 側議題 1：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

NGO 側議題 2：ADB における ADF-XI 増資、パブリック・コミュニケーション政策改定、アカウントビリティ制度改訂について

NGO 側議題 3：JBIC の再分離及び原発プロジェクトへの融資について

◆ 出席者：

【財務省国際局】

門間大吉（大臣官房審議官）、宮原隆（開発機関課長）、藤井大輔（開発政策課室長）、真鍋裕之（開発政策課課長補佐）、飯塚正明（開発機関課課長補佐）、金哲太郎（開発機関課補佐）、高樋俊介（開発機関課補佐）

【NGO】

清水規子（FoE Japan）、渡辺瑛莉（FoE Japan）、フィリップ・ワイト（原子力資料情報室）、大内穂（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、石井陽一（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、望月章子（アジア開発銀行中日代表事務所）、畦地啓太（東京工業大学）、堀江鉄雄（個人）、古沢広祐（JACSES）、白石いずみ（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

NGO 側議題 1：IFC の社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

渡辺：

過去の財務省 NGO 協議で何度か議論させて頂いており、今回そのフォローアップで改めて議題を提出した次第である。第 3 次パブリックコンサルテーション期間がつい先日終わったが、1 月に東京でも IFC 主催のもとコンサルテーションが開催され、私どもも参加して提言書などを提出し、全てではないが議論もさせて頂いた。こちらは財務省にも既に提出しており、2 月に個別の会合でいくつかポイントとなる点を議論させて頂いた。

過去の協議会においても、現行の Performance Standards よりも後退しないこと、あるいは他の MDBs のセーフガード政策との調和、つまりそれらの基準より低くならないようにすることに関して、財務省からも支持を頂いていると認識している。今回、第 2 次ドラフトについて、10 点ほど重要だと思っていることについて質問をさせて頂いている。既に質問をさせて頂いているので、財務省の見解を聴いてから議論させて頂ければと思う。

MOF 高樋：

まず基本的なスタンスであるが、今渡辺さんからご説明があった通り、現行の Performance Standards の基準から後退しないこと、それから他の MDBs 等の政策の基準よりも低くならないことは、基本的に私どもも方針として考えている。

1 点目のご質問だが、この点に関して IFC 事務局の方に申し入れというか情報を提出するようお願いしている。この後の質問にも関連してくるが、ご存知の通り、パブリックコンサルテーションが先週まで開催されていたこともあって、事務局からのレスポンスが非常に悪く、一部確認出来たものと、引き続き確認しているものがあるのであらかじめご了承頂ければと思う。IFC 事務局からの回答に関し、FI-1 サブプロジェクトの審査は IFC の求める環境社会配慮基準をクリアした FI が実施するものであって、IFC がそのサブプロジェクトのひとつひとつの審査を行うことは想定していないと回答を得た。

ADB 基準との比較について質問したが、ADB は 1 年間に実施する FI 案件が非常に少ない。なので、サブプロジェクトの審査まで実施することが可能なのではないかとのこと。他方、IFC は年間承諾件数の 50% が FI 向け案件であるので、プロジェクト数の違いが大きい。従って ADB と単純比較するのはいかなものかという回答だった。ただ我々としても、ADB と IFC の取り扱う FI 向け案件の件数の違いとか、あるいは IFC のオペレーション上のキャパシティの制約は把握していないが、基本的に FI のサブプロジェクトの地域、環境社会に対して大きなインパクトを及ぼす可能性がある案件については、FI の承認前に IFC としてしっかりとした対応をすべきと基本的には考えている。従って、引き続き情報収集を行ったときに適宜、事務局の方に申し入れを行っていきたいと考えている。

2 点目、Performance Standards の要件が、FI、F2 のサブプロジェクトに適用されるのだが、これについては昨年から色々質問を頂いて、事務局でも確認しているところだが、ちょっと細くなってくるが、moderate to high risk が基本的に FI、F2 案件をしっかりと示していることを分かるように書いてほしいと申

し入れてきたわけだが、IFC 事務局からの回答としては、PSES のパラ 33 にその moderate to high risk という記載がある。他方、F1 と F2 の定義自体はパラ 39 でされている。そうすると順序として moderate to high riskの方が先に来てしまっているの、その中で F1、F2 というような記載をすると若干文章がおかしくなってしまうというのが彼らの説明だった。この点についてはまた後ほどご説明する。

またパラ 33 にある relevant requirements の relevant を削除出来ないものかという話をしたところ、Performance Standards の全ての条項を適応するわけではないので relevant という用語を使いたいとのことだった。

moderate to high risk があるポートフォリオや business activity を有する FI は、やはり high risk business activity について関連する Performance Standards 条項を適用することになっていて、その high risk を取るべきというご提言を頂いたが、そうすると高いリスクを有する FI は、高リスクプロジェクトのみならず、すべてのサブプロジェクトに PS 条項を適応することになってしまうので文章がおかしくなるというのが、彼らの説明だった。

moderate to high risk が F1,F2 を指していることに関しては非常に分かりづらいので、引き続き明記するように事務局の方には申し入れていきたいと思う。それから Performance Standards の全条項を適用しないという事務局側の主張については、具体的にどの条項を適用しないのか、その relevant が制限している内容についてまず彼らの主張を確認したいと考えている。high risk business activity を変えるという点に関して、文章の内容が少しおかしくなることに関しては、確かにそういう解釈も一理あると考えている。なので、せっかく申し上げた 1 点目と 2 点目と合わせて、ここについては詳細ご相談させて頂きたいと思っている。

続いて 3 点目である。ここは修正情報、IFC が支援する事業活動の環境社会面の大きな変更が生じた場合、その変更に応じてカテゴリ分類の見直し及び環境社会審査を行う点だが、事務局側にこれも確認したが、事務局側としてはそもそも理事会で承認するわけだが、万が一そのカテゴリを変更する必要が出てきた場合には、その時点で理事会の承認に反することになってしまう。従ってもしそういう事態が発生した場合には IFC が追加的な調査やアセスメントを実施して、再度理事会に付議するプロセスになると説明している。私どもの解釈としては理事会承認との関係で一定整理されているので、その内容について Performance Standards 内の修正事項を記載する必要はないと考えている。

Performance Standards について 4 のご質問で現行ドラフトでは直接的影響を強調しているが、これを改めることに関しては、PS1 のパラ 27 に、プロジェクトが影響を及ぼしうるステイクホルダーとの協議条項が記載されている。かかる協議を経て、ダイレクト・インパクトが少しでもあると判断されたものについては、Performance Standards の対象となる。逆にかかる協議を経ても直接的に影響があると認められないステイクホルダーを含めて、全般的に Performance Standards でカバーするのは実際には難しいのではないかと考える。基本的には技術的な対応としては、directly affected と indirectly affected のステイクホルダーに対応の優先順位をつけて対応していくのが現実的と思料される。ご存知だと思うが、同じパラの 27 で where appropriate 以下で、directly affected ではないステイクホルダーについてもクライアントが engage することが記載されているので、indirectly affected のステイクホルダーについても一

定程度カバーされる形になっているので、実際にはケースバイケースで判断するのではないかと理解している。

続いて5点目、Performance Standards を守っていないクライアントを IFC は支援しないことを明記すること。実はこの点に関しては事務局側とコミュニケーションがなかなか上手くいかないところがあって、引き続き協議を続けていきたいと思うが、事務局側の対応としては IFC のオペレーションとして、そもそも Performance Standards に反するプロジェクトを支援することはない、従って Performance Standards にこのようなことを記載する必要はないのではないかとのことである。冒頭申し上げた通り、抽象的なコミュニケーションだとなかなか意思の疎通が難しいところがあって、出来れば具体的なケースとか質問内容をもう少しお聞かせ頂いた上で対応についてご相談頂ければと考えている。

6の顧客の定期レポートの公開を要件とすること。これに関しては事務局側からの回答は、顧客の守秘義務情条項を含むため、periodic reports を全面的に公開することは難しい。ただ、そのレポートのうち環境社会配慮に関する情報に限って公開していく予定ということだった。事務局のその守秘義務条項がどういった内容を含むのかは確認したいと考えているが、その点については一定の配慮が必要と考えている。また他方、環境の社会配慮に関する情報については公開を予定しているとのことなので、今回のご質問のポイントをクリアしているのではないかと考える。

続いて7の artisanal miners の脚注に関する削除のご提案だが、これに関して事務局に確認した。回答の内容としては法的に認められない経済活動の displacement については、PSs の対象外であるところ、その例を脚注で示しているとのことだった。我々としては、そもそも artisanal minors という用語自体に法的な見解が含まれるとは解釈できないので、つまり artisanal minors が全て不法に経済活動を行っていることではないと思うので、少なくともこの記載は不適切であると考えている。引き続き、その方向で事務局に申し入れを行っていく方針である。

8の「クリティカル・ハビタット」に関する質問だが、この点に関しては以前説明した通り、エコシステムサービスの方に該当する箇所が移行されているとのことだった。事務局に確認したところ、エコシステムサービスというのはクリティカル・ハビタットよりも広い概念であるとのことで、そもそもクリティカル・ハビタットに関しては no adverse impacts という表現があって、エコシステムサービスのところでは、minimizing of adverse impacts となっていてダウングレードではないかという問題意識があったが、彼らとしては広い概念であるため基準に差をつけているという説明だった。ただ、ダウングレードではないかと指摘したところ、そうかもしれないという反応があり、現在事務局で詳細確認中というステータスになっている。また回答があり次第ご報告、ご相談したい。

9の「絶滅が深刻に危惧されているあらゆる種の数の減少」に置き換えること、つまり a net reduction のところを a reduction に変更すべきではないかのご提案だが、そもそも net reduction の事例がないのではないかと再度事務局の方に説明を求めた。事務局側の回答としては、net reduction を避けた事例がほとんどないとは、そもそもほとんどのプロジェクトにおいてはプロジェクト対象地の種の減少を抑えるようにその中で対応しているために、そのプロジェクト対象地での種の減少を相殺させるように他の

地域での種の増加を試みる等の対応は非常に稀であるという説明だった。その意味で本条項に関しては、セオリティカルな可能性を記載したに過ぎない。万が一 net reduction を避ける方向でしか保護が出来ないと判断した場合には、絶滅危惧種の他地域での保全活動を支援するなどの対応を実施したいとのことだった。事務局の説明には私どもも一定に妥当性があるのではないかと考えるが、引き続き具体的な事例なども含めて、ご相談させて頂ければと思う。

情報公開政策に移るが、サブプロジェクトの環境社会配慮文書及びアクションプランは IFC の理事会の承認前に、IFC が公開するべきとのご提言だが、これは質問 1 と若干関連しているかと思う。IFC 側には、ADB のオペレーションマニュアルとの差異についてどのように考えるかの確認を行っていて、まだ具体的な回答を得ていない状況である。得られ次第ご報告申し上げたい。

11 の periodic reports は IFC が公開することに関して、これは質問 6 と同じ内容かと理解している。先ほども申し上げた通り、公開する方向で調整中とのことなので、具体的には ADB と同じようなアプローチをプロジェクトサイクル全体で関係する情報を公開するために制度を検討中とのことだった。なので、この点についても引き続き情報収集をした上で報告させて頂きたいと思う。

最後に 12 の Access to Information Policy Advisor は廃止することについて、多分この問題意識としては、IFC 担当者にまず情報公開請求したものが拒否された段階で次に Access to Information Policy Advisor に進む訳だが、その実績が少なくて形骸化しているのではないか。であればそのトランザクションコストを下げる意味も含めて、その次のステップとしてパネルに直接請求出来るのではないかという内容のご提言かと思うが、まず事務局に確認できた内容としては、その Access to Information Policy Advisor への請求がごく少数なのは、そもそもほとんどの事例においては担当レベルで情報公開請求に対応出来るからだという説明があった。

ただ実際にどれくらいそういったものが件数としてあるかは私どもとしても把握出来ていない。なので、その真意を計ることは出来ないが、他方その Access to Information Policy Advisor がどういうステータスの人なのかを確認した。事務局からの回答では、リーガル担当の部局に所属するスタッフであるという回答であった。私どもとしてはまず情報公開請求者がファーストコンタクトとしてプロジェクト担当者で、それがだめでセカンドコンタクトとして、リーガル部門のより IFC の制度体系に詳しいスタッフに当たることは、手続きとしては妥当なのではないかと思う。従って Advisor の存在を即座に廃止することを求める必要はないのではないかと考えている。ただプロジェクト担当者に拒否された情報請求者が、次のステップとして、そのリーガル部門の Access to Information Policy Advisor にコンタクトが出来るプロセスを IFC 事務局が周知していくことが重要なのではないかと考えているので、そういう方向で事務局の方に申し入れを、というより確認を行っていきたいと考えている。

渡辺：

私から何点かレスポンスをしたいのだが、1 と 2 は引き続き申し入れて頂けるとのことなので、よろしく願いたい。3 だが、確かに今のご回答を伺うと理事会の中でそういう手続きとなっているとのことだが、あくまで PSES が IFC のものであるわけだが、顧客へのメッセージとしてカテゴリ分類が変更の可

可能性があるとの記載してもいいのではないかと、記載することのデメリットがあまり分からないので、記載してもよろしいのではないかと。参考までに JBIC は記載している訳で、顧客に対して事業の変更が生じた場合はやり直すということを PSES に書かれていてもよいのではないかとと思う。

4 だが、確かに PS1 のパラ 27 を読むと directly の方々を優先する、ただ indirectly の方々も適切に見ると書いてあり、ここの部分は確かにそうなのかなと思うが、いくつかほかの部分でやはり directly の方を尊重している記載がよく見られる。私たちの懸念としては、direct か indirect かは非常に解釈が曖昧になるかと思う。実際はケースバイケースではあるが、両方記載することによって、例えば顧客の方がこれは indirect だと思っても、大きな影響がある場合に IFC が言う材料にもなると思う。なるべく直接的影響であれ、間接的影響であれ、実際の影響をその都度見て頂く意味では、ここにあまり政策レベルで記述の差をつけない方が使い勝手が良いと考えている。

MOF 高樋：

JBIC では確かに環境社会配慮ガイドラインでも修正条項はある。理事会の承認の中で確保されているのはその通りだが、一方その他の機関でそういう記載があるので、明記出来ないかどうかもう一度事務局の方に確認してみたいと思う。

清水：

ちなみに 3 点目について、確か JICA のガイドラインでも同様の記載があったと思う。なぜこういう記載があるかという、私の問題意識からすれば、ADB の過去の調査からも出ているが、やはりその事業を開始したあるいはその融資承認前よりもその後の方が、影響が大きくなる。例えば非自発的住民移転の数が融資承認前よりも非常に大きくなっている傾向が過去あったので、そういった場合にきちんと対応しなきゃいけないことがこの文言の重要性としてあると思う。だからこそ、各 MDBs で大きな変更が生じた場合はきちんとカテゴリ分類を見直して、それによって顧客あるいは IFC への対応もまた変えるということだと思うので、是非この点を IFC に推して頂ければと思う。

MOF 高樋：

事務局に確認する。直接的という記述に関してだが、私もなるべく確認するようにしているのだが、パラ 27 で具体的にこういう箇所に記載されているということがあれば、ご指摘頂いた上で確認していきたいと考えている。

清水：

きちんとご回答を理解できなかったのだが、パラ 27 でおっしゃっていた事務局の回答としてあったのは、協議をしてその場で出た懸念については directly affected と解釈するということをおっしゃっているのか。

MOF 高樋：

協議を経て direct impact が少しでもあると判断されたものについては、その Performance Standards のカバーの対象となるという回答だった。

清水：

あまりそれは回答になっていないかと思うが、つまり私たちが言っているのは、indirect については全く対応が書かれていないわけで、協議の場で何か協議がされて、その後これは directly affected だと顧客が判断した場合は、directly affected になって Performance Standards が適用されるわけだが、そこから漏れたものに関しては一体どうなるのかが分からないままである。事務局もコンサルテーションの場でもそうであったし、今お話を伺っていてもそうだが、必ずしも indirectly affected の人たちについて対応を排除しているわけではない。それにもかかわらず indirectly affected について明確な記述が全くない。

MOF 高樋：

パラ 27 の同じところで、先ほども申し上げた通り、where appropriate というところでクライアントが engage するという記載はあるわけだが、JBIC の環境社会配慮ガイドラインでは、direct とか immediate impact の話を書いてあって、最後のところに to a reasonable extent という表現がある。そのパラ 27 のところでは少なくとも indirectly affected のステイクホルダーについても配慮がされるという記述がある。

清水：

パラ 27 はあくまでも協議のところなので、もう少し例えば PS1 のイントロだとか他の部分でその趣旨を記述できるような可能性というのはないのだろうか。

田辺：

つまり環境アセスメントのスコープをどうするかと、それからステイクホルダー協議をどの対象で行うかを今議論しているのだが、ステイクホルダー協議の対象は今の説明で読み取れないこともないと思うが、そもそも環境アセスメントのスコープにおいてきちんと定義すべきである。

清水：

indirectly であればあるほど、後から事後的に影響が出てきて、協議が終わった後に住民人が影響を受けて、影響を受けたと言ってそれに関して事業者に訴えるケースもあるが、むしろ環境アセスメントの最初の段階で、協議を経なくても出来るだけ広い範囲でまずスコープを取って行って、出来るだけ初期の段階から対応するというのが原則だと思う。今の IFC の説明だと、あくまでも協議を経ないとこれに関しては何か判断できないのではないかと思うし、今おっしゃったポイントはあくまでも Stakeholder Analysis and Engagement Planning というサブタイトルの下にあるところなので、むしろ PS1 のイントロあるいはもう少し social and environment assessment and management system でそのことについて触れた方が良いと思う。

MOF 高樋：

分かった。そういう意味では、そういった観点から PS1 とかその前のものを確認しているわけではないので、今頂いたコメントを踏まえて事務局の方と相談してみたい。

渡辺：

直接影響が強調されているところとして、コメントの C3、C4 に具体的な例を挙げているので、よろし

くお願いしたい。

田辺：

2 番であるが、この Sustainability Policy のパラ 21 に“IFC will only finance investment activities that are expected to meet the requirements of the Performance Standards within the reasonable time.”とある。先ほどの説明では FI には Performance Standards を適用しないものもあると言っているが、そもそもそれはパラ 21 の原則とは違うのではないか。Relevant という表現は使っていないが、基本的に FI であろうが Performance Standards を適用するべきで、時間内において達成できなくても、合理的な期間において達成するべきである。IFC の説明は原則に対しておかしいと思う。

MOF 高樋：

田辺さんがおっしゃられた要件は我々としても引き続き事務局に確認していく方針であるため、今後ともよろしくお願いしたい。

清水：

5 番に関してだが、具体的なケースに関して議論をすることでよろしいか。

MOF 高樋：

Performance Standards を守っていない顧客は、本人たちが影響やリスクをコントロール出来ないとの説明を受けたが、当該国政府が不適切な土地の使用を行って、その領地において顧客が事業を行っている場合もある。そういう事例を出しながら事務局とも連絡を取っているが、受け取った質問に基づいて解答すると、そもそも IFC がそのようなプロジェクト支援をするわけがないと言われ、議論がかみ合わなくなった。

清水：

パラ 2 を読むとそう読める。つまり、IFC の Performance Standards は満たされていないが、出来る限り支援していくと読める。

MOF 高樋：

PS1 のパラ 2 でよろしいか。

清水：

はい。そもそも前提として顧客は事業に影響を及ぼせない中で、IFC が関わる中で PS1 と一致させるようにがんばる、と主張しているように思える。私たちとしては特別なことを言っているつもりはなく、ここに書いてある遵守しないので IFC は支援しないことは JICA や JBIC のガイドラインにも書いてあるし、Performance Standards を規定し公表している以上は当然のことであると思えるが、それを顧客に分かりやすく書いた方が良いのではないか、という趣旨である。

MOF 高樋：

事務局の方への確認の仕方が適切ではなかったかもしれないので、再度確認する。

田辺：

6 番だが、具体的に言うと Performance Standards のパラ 37 は顧客に求められるものなので、IFC が公表するかは、情報公開政策に書いてある。パラ 37 によると影響する住民には公表するが、一般公開は義務ではない。IFC に理由を聞いたところ、periodic Report は文書のみでなく oral のものも含むとの返答があった。ならば、これを文書化して第 3 者が理解できるようになっているかを確認するべきだという議論をした。今の御回答は、顧客が periodic report を文書化して一般公開することを IFC が約束したと言う意味か。

MOF 高樋：

これは IFC が公開することであると、彼らは解釈した可能性がある。改めて確認させて頂く。

清水：

7 番に関して、IFC の挙げた理由として、法的に認められないことをもって artisanal minors が挙げられたことに驚いたが、そもそも PS 後の土地収用や非自発的住民件に関するポリシーにも legal right がなくてもその後の補償の対象となると書いてあるため、IFC がそのような対応をしてきたことに PS の担当者として不安を覚えた。法的な権限がない中で、mining が生計手段として行われることは途上国ではよくあることで、それは理由にならないとお伝え願いたい。

MOF 高樋：

そもそも法体系が整っていない国もあると思うので、この記載に関しては我々としても意味が良く分からないため、事務局に確認を続けたいと思う。

渡辺：

これと関連しているのが、提言書のコメント C3 であり、indirect の例示として挙げていると思うが、それは不適切ではないかと考えている。

田辺：

9 番であるが、理論上というのは分からなくもないが、生態系をどこまで人間が把握できているのか。生物種のつながりは人間がわかっているものもあるが、分からない部分が多く、基本的には分からないのが実態で、それに対して、どういったリスクを取るかという問題だと思うが、IFC からは具体的な説明がない。過去に実際そういったこと成功したケースはほとんどないのに、リスクをかけてまでこの条項を担保するのか。あまりに説明不足である。生物多様性を分かっていることを前提として議論しているので、危ないと感じる。

11 番に関しては、6 番で顧客が公開した periodic report を IFC が公開するということか。また、12 番に関しては、ADB においては局長レベルの委員会が PDAC となっている。第 3 者が IFC のスタッフに情報公開を求め、そのスタッフが公開すべきか判断出来ないのであれば、そのスタッフが legal 担当のスタッ

フに聞いて確認するのが、組織内の基本的なメカニズムであるべき。IFC がとりあえず返答し、第 3 者がまた legal スタッフに確認しなくてはいけない、というのは通常の組織の対応としては信じ難い。

MOF 高樋：

ADB のシステムとはどういったものか。

田辺：

議題 2 の質問 6 と重なるのだが、ADB は PDAC という局長レベルの委員会がある。これは組織内でハイレベルの決定をする場である。それを ADB の場合どうするかという議論は後であるが、IFC の中で advisor は legal 担当のスタッフなのだと聞いて、どうしてわざわざ第 3 者が IFC の legal 担当に聞く必要があるのかが分からない。

MOF：高樋

引き続きこの点も確認させて頂く。

NGO 側議題 2：ADB における ADF-XI 増資、パブリック・コミュニケーション政策改定、アカウントビリティ制度改訂について

田辺：

大きく分けて 3 つのテーマがある。まず、ADF の増資に関して。ADB は 2009 年に OCR（通常資本財源）の 3 倍増資を決定した一方、利益剰余金は年々積み上がっており、2009 年度末の時点で約 115 億ドルもある。我々としては ADB が手持ちの資金を過剰に持つとそれを有効に使う発想がスタッフに起こりにくくなると危惧している。OCR の適正基準を財務省はどのように見ているか。

質問 2 であるが、ADB のバランスシートを見ると、ADB 債を発行しての借り入れが約 407 億ドル、そして応募済み資本が 607 億ドルある。この一部はキャッシュとして手元にあるわけではないと理解している。応募済み資本が増資により増えていく可能性があるが、あまりに利益剰余金を積み上げるのはどうかと思う。取り崩せるのではないかと思うのだが、それを財務省はどう考えているか。

質問 3 は、これまでは OCR の話だったが、一方で ADF の第 11 期の増資を準備しているが、その理由は何か。仮に OCR で剰余金があれば活用すべきだと思うが、どうお考えか。

MOF 金：

ADB の利益剰余金の適正水準に関するご質問であるが、まず、我々は ADB が適正水準をどう考えているかを ADB に確認してみた。ADB としては、2009 年度末 11.3 億ドルの剰余金があり、この水準は 2 つの観点から妥当だと考えている。第一に 2009 年の業務収益の 2 年分に当たること、第二に過去 15 年の中で、ADB が剰余金を使ってきた累計額とほぼ同じであること。この二点から ADB は、利益剰余金の水準は適正であると ADB は考えている。我々としては、一般論として MDBs は市場から資金を調達して業務を行っているわけで、MDBs の財務が健全であれば、より安い金利で市場から資金調達が出来、借り入

れる途上国の金利負担も減ることになる。ADB が市場から円滑に資金調達を行い、アジアの社会経済開発のために期待される役割を果たすためには財務基盤が健全であることは重要。

利益剰余金に関しては、ADB の設立協定の 40 条 1 項に、ADB 加盟国が代表する総務国が決定すればこれを活用できるとしている。過去には地震や災害の際において活用しており、津波の際には 2005 年に 3 億ドルを津波基金に移転し、パキスタンの地震の際には 2005 年に 4000 万ドルの利益剰余金を地震基金に移転して活用している。このように緊急の際に剰余金は活用可能であり、単に積み上げているわけではない。

ADB は格付け会社からトリプル A の格付けを取得し、円滑に市場から資金調達を行うため、財務上の基準を設けて業務を行っている。この基準を ELR (Equity to loan ratio) を呼ぶが、貸付の割合に対して資本がどのくらいの割合を占めているのかを表す指標である。この比率の 26 パーセントを下限に設定し、中長期的に ELR 下限を上回るよう ADB は業務を行うようにしている。ADB によると、ELR は 2013 年以降に急激に減少していく見通しである。そうした状況を踏まえると現時点で利益剰余金の水準がプレッシャーとなり、ADB が無理に業務を拡大しているような状況ではないと我々は考えている。増資後、借り入れ国からの期待は大きい、ADB は ELR の水準を守るために貸付を伸ばせないと主張しており、利益剰余金の水準が大きいからといって貸付を伸ばしていくことはない。一点補足として、利益剰余金は手元にあるキャッシュの水準を示すものではなく、利益剰余金が高くても手元の資金は少ない場合もある。

質問 2 に関しては、ご質問の趣旨がよく分からないところもあるが、応募済み資本というのは 2 種類に分けられて、払込資本と請求払い資本の 2 つがある。この 607 億ドルの応募済み資本のうち、実際に払い込まれている金額は 41 億であり、全てが払い込まれているわけではない。

それから 3 点目であるが、まず ADF は最貧国向けの無償支援や譲許性の高い援助を行う基金であり、の貧困国の貧困削減支援のための重要な財源であると我々は考えている。過去の例を見ると、4 年に 1 度増資交渉を行い必要な資金を財源補充しており、現在の ADF10 においても 2012 年までの財源と各国の拠出額が合意されている状況である。逆に言うと、2013 年以降のオペレーションの規模や各国の拠出額は今のところ決められておらず、今後増資交渉を経て総務会決議において決定されることになる。ADF の増資交渉は今年 9 月から開始される予定で、今のところ増資規模や財源は未定である。ご提案された剰余金を取り崩し次回の増資すなわち 2013 年以降に必要な資金に充てることも一つの方法として我々は考えており、ご指摘を踏まえて交渉に臨みたい。

田辺：

2 点ほどお聞きしたい。まず、ELR がなぜ 26 パーセントなのかを教えてください。また、この ELR は他の MDBs と比較して妥当な水準なのか。例えば、世銀などはどのように設定されているか。

MOF 金：

ELR の 26 パーセントは、ADB が格付け会社からトリプル A の格付けを取得するために必要な水準であ

ると聞いている。経済危機のような事態に陥ったとしても、トリプル A の格付けを維持して、市場から資金調達を得られる水準は ELR が 26 パーセントであると ADB からは聞いている。2 点目、他の MDBs の ELR 水準に関しては、2009 年 12 月のデータしか手元にはないが、ADB が 34 パーセント、IADB が 33 パーセント、IBRD が 34 パーセントとなっており、ほぼ同様の水準である。ADB だけが極端に高いわけではない。

田辺：

ちなみに、増資によって資本自体が増えていくが今後の見込みとして ELR がどんどん増えていく見込みはないのか。

MOF 金：

ADB も世銀グループも同じ状況であるが、増資がなければ現在の規模のオペレーションを行えなかった。また、増資の払い込みが着実に行われたとしても、ELR の数値は下限に近づいていく見通しである。

石井：

この増資が良いか悪いかはいろんな立場によって違うのであり、環境団体からすると無理な増資のプレッシャーになるのではないかと。日本国民の立場からするとこれは税金から増資が出るのか、郵便貯金から出ているのか、また財投債から出ているのか、財政が厳しい状態で増資をすることは良いことなのか。中国が追いかけてくる中で、日本が増資をすることで出資比率一位を維持するためなのか。色んな観点があるであろう。

MOF 金：

増資に必要な資金は一般会計から出しており、財投を利用しているわけではない。また、ADB に対して行った今回の増資に関して言えば、我が国はアメリカと並んで 1 位になっている。今回の増資によって、各国の出資出割合比率が変わった訳ではない。これまで日本が果たしてきた役割と同じ水準の役割を果たすこととなっており、出資比率も過去と同じ割合となっている。

一般会計から出された資金がきちんと有効活用されているか確認することは重要な課題であって、我々としても各機関に出資した上でそれがきちんと活用されているかを確認する必要があると考えている。その観点から、ADB が行っている業務の results をよく確認したいと考えている。ADB の活動によりどれだけアジアの成長や貧困削減に貢献しているのか、よく見ていく必要がある。我々としても説明責任を果たせるようにするために、ADB に対しても評価をきちんと行っていくよう申し入れをしているところ。

石井：

利益剰余金や資本金があるならば、豪ドル債、米ドル債、ランド債、また場合によっては為替差損を含む債券を発行せずに、資本金だけでやっても良いのではないかと。

MOF 金：

先ほども説明したが、払込資本は応募済み資本であって、7パーセント程度である。常に7パーセントになるかは為替レートによっても変わってくるが、この時点でいうと7パーセント、41億円が払込資本となっている。一方、貸付の残高を見ると、418億ドルとなっており、圧倒的に資本の割合が少なく、これ以上のオペレーションを続けるには借り入れに依存することはやむを得ない。

MOF 宮原：

今の説明を補足すると、普通の金融機関と同じと考えてもらえば良い。資本の部にあるお金をそのまま業務に回すと資本と貸付の割合は、1対1になる。例えば、100億円の資本をそのまま100億円貸付に回すといったことである。ところが、信用をベースにし、マーケットでお金を調達すれば何倍もの資金を調達することが出来る。出資の何倍もの規模となった資金を有効活用して途上国に支援することが出来る。他の金融機関がやっているように市場から資金を調達すれば、有効に支援が出来る。一定の支援業務を行うために、どれだけの資本があれば良いのか逆算し、10数年に1回、増資を行い、必要な追加の資金を調達しているもの。

石井：

出資者資本に対して配当は来るのか。利益剰余金に対してということである。

MOF 宮原：

国際金融機関には配当はない。しかしながら、そのような議論になったことはない。先進国が配当をもらって潤うよりは、まだ資金需要の多い国へ回そうということになるだろう。

堀江：

今の話に関連するが、資本に対しての貸付額や借入額の条件は、正式な規定としてあるのか。

MOF 宮原：

それはある。例えば、ひとつには先ほど話したELRであるが、良い条件で債券を発行できるようにELRという比率をある程度高めることは事実上要求されていて、それがADBの場合は26であるから、資本1に対して4倍弱の資産、つまり貸付残高を持てるということである。

田辺：

続いてPCPに関してだが、質問は3つある。質問4は、2月16日の理事会でどういったことが話し合われたかと、日本理事がどういった発言をしたかを聞きたい。質問5は、理事会の逐語録に関してだが、現在のワーキングペーパーでは10年後以降に請求に基づいて、非公開の規定に照らして、その規定で問題がなければ公開の判断をする対象にするということだが、以前、世界銀行の逐語録の議論をした際は、特に日本政府としては10年後ということにはこだわらず、個別に非公開の規定に照らして判断すればよいという趣旨の発言があったと認識しているが、ADBにおいては、どのように考えているか。質問6は先ほどのIFCにおける議論でもあったが、PDACとIAPという2つの異議申し立て、情報公開に関しての審査機構を持っていて、その2つを作るのは機能の重複であるし、そもそも内部の認識に違いがあるという前提に立つほど、認識に関しては差があるのか。また、非公開規定と公益判定という2つの判断

を異議申し立てのプロセスにおいて判定することになっているが、公益判定の問題こそ外部の判断を受けるべき。PDAC は廃止して、直接 IAP に進むべきだと考えるがどうか。

MOF 金：

まず、2 月 16 日の理事会では、日本の理事からは過去 NGO 定期協議会で頂いたコメントや、JACSES が出したコメントに言及しながら発言した。具体的には、1 つ目は仲介金融機関のプロジェクトの情報公開であり、この仲介金融機関への融資については環境社会マネージメントシステムの情報や新着情報の公開をどのように扱うべきかが重要なポイントとなっていると承知している。理事会において、日本理事から「仲介金融機関のプロジェクトに関する情報を公開すべきというコメントが NGO から出されており、他の MDBs の対応を参考にしつつ、よく検討していくべき」と主張した。

2 点目のポイントとしては、案件終了後の案件概要の公開について。原案では案件終了後の 6 ヶ月に限定して案件概要（Public Information document (PID)）が公開されることになっている。しかし、案件終了 6 ヶ月以降に事業の影響が出てくるケースもあり、原案では案件関係者が情報を入手できなくなるおそれがあるものと承知している。理事会において、日本理事から「終了案件の情報公開のあり方に関してよく検討して欲しい」とのコメントを行った。

3 点目は PDAC と IAP の重複について。ADB の役員から構成される PDAC と外部の人間から成る IAP の機能の重複が起きるという懸念が NGO から出されているものと承知している。理事会において、日本理事から「2 段階の審査が MDBs においても採用されていることは承知しているが、2 重審査を起因とする非効率性、つまり手続きの煩雑さがないかを、他の MDBs を参考にしながら検討して欲しい」とコメントをした。これまで NGO の皆様から出されたコメントを踏まえて対応した。

それから質問 5 の逐語録に関しては、第 43 回の協議会当事、担当補佐であった三浦補佐から、ご指摘のあったようなコメントは確認出来なかった。我々の理解をまず申し上げたいが、間違った部分があれば随時指摘してほしい。第 43 回の協議会において三浦補佐からは「transcript の一部非公開、また内部の検討状況の非公開に関しては、我が国からも主要国の情報公開枠組み制度は部分開示の規定を有しており、新しい政策に部分開示の規定が含まれていないのはおかしい、という発言を理事会の場を通じて出した。しかしながら、残念ながら世銀の理事会において賛同を得るには至っていない。」との説明を行っている。つまり、当事の担当補佐からは、理事会の逐語録に年限を設けずに公開すべきという主張ではなく、部分開示制度の導入の提案を世銀理事会で行ったということと理解している。世銀の理事会において日本理事から部分開示に関する提案を出したが、事務手続きの負荷と実施上避けられない恣意性があることで理事会においてコンセンサスを得ることが出来なかった。我々としては、世銀での議論を経て加盟国が合意に達したレベルの公開を ADB においても担保することが重要と考えており、ADB においても 10 年後の transcript の公開を支持している。

質問の 6 に関しては、まず IAP の設置目的は PDAC の内部審査に加えて、独立した第 2 の手続きを設置することで ADB の情報公開に関するクレディビリティを高めることであると理解している。そのため、外部の新しい IAP という組織の設置を提案していることは評価に値すると考える。その上で、こうした 2

段階の審査手続きや審査対象の範囲は他の MDBs のベストプラクティスを踏まえたものであり、重複が非効率性を生じさせる報告も今のところ受けていないので、有益なのではないかと考えている。

田辺：

理事会の逐語録に関しては、今手元に議事録もないのでそれをどう判断するかは置いておいて、ADB の情報公開政策の立て付けとしては、基本的に presumption in favor of disclosure という非公開の規定で定めたもの以外は公開するようになっており、その規定が適応されるのが 10 年後以降である。そもそも、例えば企業の財務状況や decision making に支障をきたすこともあり、果たして 10 年を待たないとこの非公開規定に照らさなければいけないのかが私はわからなく、10 年待つことがどうして必要なのかを教えて頂きたい。

それから質問 6 に関しては、この後話されるアカウンタビリティ政策に関連してくる。アカウンタビリティに関しても SPF に異議申し立てをしていないと CRP に進めないということで、今回はもうそれはさすがになくし CRP に直接申し立てられるようになったことは評価すべき点であるが、第 3 者機関で判断することを遠のけようとしているのではないか。理事会においては、日本政府としてこういう意見があるということではなく、意見の紹介に過ぎなかったのか。

MOF 金：

重複すると効率的ではないという意見が出ているが、それについてよく検討して欲しいという意見を理事会において日本理事から出している。

田辺：

つまり、日本政府として PDAC と IAP をどうすべきかという議論をしたのではなく、現段階では PDAC も必要なのではないかということか。

MOF 金：

内部の機関に加え外部の機関を作ったことは、クレディビリティ確保に対して前向きという評価である。一つ目の質問に関してだが、世銀においては 10 年後に逐語録の公開をすることに決まり、そういったコンセンサスが世銀の理事会において出来た。少なくとも我々は世銀のレベルは確保すべきであると考えている。更なる向上を目指すことは重要であるが、今の時点では一定のレベルは維持できていると考えている。また、繰り返しになるが、PDAC と IAP という 2 段階になったことによる手続きの煩雑さはそれ程ないのではないかと思う。PDAC での判断は結論を出すまでに 30 日以内とされており、逆に言うと 30 日以上かけてはならないこととなっているので、それほど外部機関にアピールするための時間的なラグはない。また、他の MDBs も同様の制度を利用しており、大きな問題が生じているという声は聞こえてこなかったので問題はないのではないか。

田辺：

逆に IAP が公益判定を出来ない規定にしているのはどういう意味があるのか。

MOF 金：

IAP がなぜ非公開規定の判定のみで公益判定をしないのかは我々も分かりかねるので、ADB の方に確認してみることにする。

田辺：

次のアカウンタビリティ政策では質問は 2 つあって、質問 7 は現地調査において異議申し立て機関への現地訪問が理事会でも議論になっていることはペーパーを見ると分かるが、現段階においては 5 つのオプションが示されていて、どれにするかは今のところ決まっていないうが、日本政府としてはどれが良いと考えているか。我々としては、協議会での議論の繰返しになるが、オプション 2 の融資計画において現地調査を担保することが良いのではないかと考えている。それから質問 8 は、これも以前議論したことがあるが、異議申し立ての cut off date に関して、現在は融資終了一年後からは受け付けていないと書かれている。融資終了後から何年か過ぎたからといって、CRP が ADB の遵守を審査することや、SPF が問題解決の方法論を示して問題解決を促すことの役割が実現性の困難を伴うことは分かるが、そもそも CRP は問題解決するべきところではなく、遵守を審査するところと考えれば 1 年という期間を設ける必要はなく 10 年などに延ばすことも可能ではないかと考えるがどうか。

MOF 金：

アカウンタビリティ政策の改訂に関して ADB はコンサルテーションなど懸命にやっているが、まだ理事会ではきちんと審議されていない状況である。通常大きな政策を ADB 理事会で議論する場合には、W ペーパーに基づいて理事会での審議を行い、その後 R ペーパーを事務局が作成し、R ペーパーに基づき理事会で決定することとなるが、今回はこの第一段階 W ペーパー理事会も開催されていない状況なので、ADB がどのようなスタンスなのかははっきりしていない。我々としても ADB 側の提案を見ていないので、各論についての議論を進めていない。

まず、compliance review において site visit が重要であることは指摘された通りで、我々も制度の改訂に際して現地訪問をどのように実現していくのかよく見ていきたい。現地訪問が重要な役割を果たすことは言うまでもない。しかし繰返しになるが、まだ W ペーパーの検討を ADB 内部で進めているだけで、我々の検討も進んでいない状況である。異議申し立ての期間に関しても同様であって、これまでのコンサルテーションの議論を踏まえて理事会のペーパーを作ってくるはずなので、我々としても ADB の提案を踏まえて議論していきたいと思う。ご指摘いただいた論点は良く留意しておく。

田辺：

アカウンタビリティーメカニズムの政策改訂は他の政策改訂と若干違うと考えており、どちらかと言うと BCRC というコンプライアンスに関する小委員会が主導していて、ここがコンサルタントを雇い進めていくが、この小委員会において日本政府が関わっていることはあるのか。

MOF 金：

我々が聞いているのは、各国の意見が大幅に分かれていて、意見集約が非常に難しい状況にあるということ。借り入れ国側は義務化に反対しており、非借入国は出来るだけ現地訪問を担保できるよう制度設

計をしていくべきと言っている。日本は最大の拠出国であって、メンバーの国々のコンセンサスをとって意見をまとめていく役割が期待されているので、どのようにこれから立ち回るのかが重要になってくると思う。大きな意見の乖離があり、そのコンセンサスのために調整していかないといけない。

清水：

田辺さんの意見の代替案を出すのだが、例えば融資終了日から 10 年程度と書いてあるが、私は返済期間中であればレバレッジは融資貸し出し時より下がってくるけれども最後まで残ってくるので、様々な事例を見ていると必ずしも 10 年とするよりは返済期間とする方が良いのではないかと提案したい。

NGO 側議題 3：JBIC の再分離及び原発プロジェクトへの融資について

ワイト：

4 つの原子力輸出と融資に関連した質問がある。読み上げる必要はないと思うので、コメントしてから回答を聞かせて頂きたい。前の財務省 NGO 協議会以降、日本政策金融公庫から JBIC を分離する閣議決定と、JBIC が南テキサスプロジェクトの正式審査の開始という 2 つの進展があった。

JBIC の分離の話だが、増資にも関わる話もあるので、原発と分離や増資という関係を探りたいと思う。そして質問にも、韓国の例だが、原発輸出融資の関係で増資に関連する記事を載せたが、韓国輸出輸入銀行の総裁が、韓国は 100 億ドルを融資することを認め、それによって国際決済銀行基準の自己資本比率が下がるため、資本金を大幅に拡充する必要があると記者会見で言ったので、原発輸出を韓国の場合は増資が必要となっているから、JBIC もそうなるのではないかと思う。

南テキサスプロジェクトの個別案件について、米国の NGO 中心に世界各国の 170 以上の NGO が日本政府に要請書を送ったので、それについての財務省のコメントを聞かせて頂きたい。そして 4 点目は全体的話を踏まえて、リスク評価の必要性について、前の評議会に引き続いて、またそれについて財務省のご判断を聞かせて頂きたい。

MOF 藤井：

冒頭の回答をした上で、自由な議論をさせて頂けたらと思う。最初の JBIC の法案だが、ご存知の通り 2 月 25 日に閣議決定を行った法案だが、内容としては、例えば JBIC に先進国向けに輸出金融することができる、JBIC の機能を拡充する内容と、それに伴って組織を分離する、政策金融公庫から国際協力銀行を分離するという 2 つの内容が柱となっている法案だ。

政策金融公庫に旧国際協力銀行が統合された以降、大きな環境の変化がおきて、パッケージインフラという民主党政権のもとで日本の成長の源泉として、新成長戦略で何回も取り上げられているように非常に重要な分野であって、それに対して日本の公的金融、ファイナンスもサポートしながら日本企業を支援していく動きが出ている。これは政策金融公庫ができた平成 20 年当時にはあまり議論がなかった分野だが、それ以降にこういった議論が起きて、アジアを中心としてインフラの需要を巡って、韓国とか中国といった、新興国との競争も激しくなっている。

そのような中で、JBIC にいわば新しい機能を求める声が、産業界から強くなったことを受けて、拡充することになった。機能の拡充をするにあたって、JBIC が従来通り政策金融公庫の中にあった状態でそれを進めていけるかと言うと、JBIC の国際部門とそれ以外の国民公庫だとか国内部門を見ている方が一緒になってしまって、意思決定をする取締役会なども両者が一緒に入っているものだから、今後インフラは大規模な、リスクを見ていく際に専門的な見識がある方といない方が取締役会に入っているという中で意思決定をして進めていくのが良いのか。専門性もそうだが、機動的に意思決定していく面でも難しい部分もあるだろう。こういうことがあって組織の分離を行うことになった。もう 1 つの原発の輸出支援も視野に入っているのだが、途上国向けという限定はないので、先進国向けの輸出金融について具体的な分野は政令に落としていて、承認を頂いた後、政令の議論をすることになっているので、そういった意味では正式に決まっているわけではないが、議論としては含まれる可能性が高い。

次に増資の関係だが、今回の JBIC の分離に伴っての増資は予定してない。ただおっしゃったように、JBIC が今後、事業拡大をしていくことになれば、考え方としては自己資本比率が低下していくこともあるので、今後増資が永遠にないかというところというわけでもない。状況を考えながら、資本の増強はある話だと考えている。

質問 2 の韓国の話だが、韓国の話なので新聞情報以上のことは分かっていない。お答えできる内容を持ち合わせてはいない。

質問 3 だが、アメリカの 170 以上の NGO から日本政府に対して、財務等の点で STP の支援をするべきではないという要請書が出ており、我々も読ませて頂いたが、この提案は官房長官の記者会見でもご質問があって、官房長官がお答えをしていると理解している。財務省の見解としては、官房長官のお答えと同じラインになる。そういう意味では、今後、STP に対して日本企業が受注して参画をする流れとなっている中で、プロジェクトを成功に導くには、今後アメリカとも連携して、必要に応じて公的金融での支援を検討している段階である。ただし、公的金融の支援にあたっては、要請書の中でも指摘されているような財務リスクも含めて、事業計画の妥当性は十分に審査をしていきたいと思っている。

今の点は質問 4 とも関連してくるが、原発のリスク評価を行っていないがその後どうなのかとだが、リスク評価については、JBIC が原発の案件に金融支援をしていく際に、財務リスクを含めて事業計画の妥当性は財務省で審査をしていく。現時点はまだその段階には至っていない。リスク評価をしていないという意味では、前回と変わりはない。いずれにしても、前回はお答えさせて頂いたが、原発の案件は金額も非常に大きく、長期間 JBIC が金融機関として貸し付けなければいけない案件でもあり、ご指摘の通り安全面のリスク、事故のリスクもあるので、他の案件にも増して、事業計画の妥当性などについては慎重に審査をしていくと理解している。

ワイト：

3 番から始めたいと思うが、170 以上の団体からの要請書についてだが、確かに官房長官は詳しいことは覚えていないが、参考にしたい、と。

MOF 藤井：

そうしたご意見があればそれも参考にさせて頂きながら、しっかりと財務リスクを含めた事業計画の妥当性を審査してもらいたい、との発言があった。

ワイト：

ではその「参考にする」という具体的な内容について聞きたいが、書簡では色々具体的なリスクや問題点が指摘されている。例えば、コストが大幅に上がっている。これは新聞記事に基づいているが、もとの書簡を書いた団体も評価をしているが、そして風力と太陽光発電とのコストの比較も、原発が儲かるかどうか重要なことだと思う。そして原発のコストはいくらになるか、そしてどのくらい戻ってくるかも具体的に書いてある。コストの方が収入より大きくなるという評価がある。需要はどのくらいあるかなど具体的なことが書いている。官房長官が「参考にする」と言って下さったということは歓迎している。ただ本当に参考にしているのか、ただ綺麗ごとを言っているだけなのか。今、私が言った具体的なことについて、財務省は手紙を読んで調べているのか。

MOF 藤井：

現時点で総理宛の書簡に書いてあった内容が、おっしゃって頂いた内容だということは読んでいるが、それについて財務省自身が調べているかと言われれば、まだ調べていない。

ワイト：

これから調べる予定か。なぜかという、これらのことを調べないと財務リスクを判断することはできない。

MOF 真鍋：

おっしゃる通りだ。まさに我々も、財務リスクを判断するに当たって、米国の市場、電力については、固定料金ではなくてプル市場、電力価格が変わりうることも認識しているし、また原発を作るにあたっては、そもそも最初の建設コストが非常に大きい、一般の火力発電所等に比べても非常に大きい。またコストオーバーランが発生しやすい。なぜなら最初の投下資本が非常に高い、さらに技術も非常に高いものを用いるので、納期がどんどん遅れて、結局コストオーバーランが発生する可能性が非常に高いことも認識している。そういうリスクは少なくとも認識しているので、今後のJBICに財務リスクを判断させるにあたっては、そういった点も重要だと、ご指摘の点も踏まえて本当に大丈夫か、きちんと償還、お金が返ってくるのか、慎重に審査した上で、決定したいと考えている。

ワイト：

是非、その具体的な内容を参考にさせて頂きたい。韓国について新聞に書いている以上知らないとおっしゃったが、私たちが参考資料として紹介した韓国の記事に書いてあることは、増資しなくてはならないという状況になっているのだが、以前ここで協議したとき、JBICが南テキサスプロジェクトは、私たちが聞いている数字は40億ドル位ということだが、韓国の場合は100億ドルも、前の時は100億ドルではないかと言ったのだが、今回は総裁がその数字を認めている。発展途上国に原発を輸出するとそれ位

の額になる可能性が十分にある。南テキサスプロジェクトだけ融資すると何とかなるかもしれないが、2つ3つ、そして今検討されているのはSTPとベトナムと、ヨルダン、少なくともトルコ、全部日本の企業が原発輸出しようとしており、全部JBICに対して提案している。では、いま個別案件についてだけリスク評価するのは十分なのか、これは4番の質問に繋がってくるが、個別案件だけについて検討するのは不十分だと思う。これは政策全体のリスクを評価する必要がある。政策は1つのプロジェクトではなく複数のプロジェクト、できるだけ多くの原発を輸出する政策案なので、その政策に伴うリスクを評価する必要はないのか。

MOF 真鍋：

今後、たくさんの国で例えば、原発のプロジェクトを日本企業が作り、そこにJBICが全ての案件についてお金をつけていったらJBICは首が回らなくなってしまうのではないか。そういう主旨か。

ワイト：

はい。それで今の段階は南テキサスプロジェクトしか案件に挙がっていないが、政策はある。だからその政策があるので、その政策が現実的なのか、政策そのものを調整する必要があるか。今の段階で評価する必要があると思う。そして以前も今回も財務省は評価していないという見解だが、それに問題があると私は思っている。政策のリスク評価を行わないのか。

MOF 藤井：

政策という意味で言うと、海外の原子力発電所の案件に対して日本企業がそれを取りに行くのを、政府としても支援することについては、官房長官が議長をしているパッケージ型インフラの大臣会合の中で昨年も議論をされ、今の政権の基本方針としては日本政府としても日本企業を支援していこうという政策的な方針が出されている。従って財務省もJBICも基本的な政策の方向性としては、日本企業が原子力発電所の案件を受注することを支援することだと思う。ただその際に、ワイトさんがご指摘されているような財務的なリスクという面は、JBICは金融機関なので十分に審査をする必要があって、JBICとして負うことのできないリスクがある案件だとすれば、基本方針として原発の案件を支援するという方針になっていたとしても、場合によっては引き受けられない場合もあるかもしれない。それは金融機関の判断としてあり得る。そこは1つ1つの個別の案件についてリスクについて十分に精査していく。

堀江：

今のフィリップさんの質問は、お答えになった個別案件についてはJBICが事業の採算性を考えるという話しだったが、政策として原発輸出をインフラ輸出としてやっていこうという大きな流れの中での政策としてあるわけである。これについて財務省が、受けきれんかどうなのか、政策の関係として、財務の問題としてやっていって、ではJBICでこれだけのリスクをやりきれんのか、という個別案件ではなくて政策のリスクについて考えてはないのかという質問だと思う。要するに、政策として受けてしまって、財務省としてJBICでやっていけると判断しているのかどうか。だいたいどれくらいのお金を使って、1つの個別案件の中でも莫大な資金を使って、しかもリスクが大きいという問題もあるので、それを受けてもいいか否か考えているのか。

藤井：

集合体として見るか、個別で見るかということなのかもしれないが、受け入れるかを判断するにあたっては個別具体の案件のリスクを見なくては言えないことになるのでは。

堀江：

となると、いつになったら調べるのかになってくる。具体的に進まないと調べないことになってくる。全体的というのは、具体的なものが、要するに申請が出て許可が出るかという問題よりも、実際にこういう事案があるという中では、具体的にどのくらいのリスクがあるかという意味での全体として見ていかないことには、政策なり、色々なことを調べておかないとそういう判断ができないのではないか。

MOF 藤井：

全く STP の案件について、何も調べていないとか何も情報を持っていないということではもちろんない。そこは例えばこのアメリカの NGO の方々が出した書簡に書いてある内容も読んで、これってどうなのかと JBIC の担当の方々と意見交換をしたり、どうなんだろうという議論はもちろんしている。STP が今どういう風に進んでいるかといった話も聞いたりはしている。ただそれで財務リスクについてどうだとか……。

堀江：

具体的に聞くが、今回の STP について、申請が出てきて分類が終わった後、こういう内容の事業計画がその申請の中に書かれているわけである。それが財務省にまで来ているのか、というよりも JBIC にまで来ているのだろうか。

MOF 藤井：

JBIC には申請というかプロジェクトの内容については変わるわけで、それが全て固まってから JBIC に話が持ち込まれるわけではないので変わりうると思うが、大まかにこういうプロジェクトであるというのは JBIC には入っている。

堀江：

入っているわけである。その事業計画は財務省にも来ているのか。

MOF 真鍋：

事業計画という具体的な民間企業さんのものがうちに来ているかという、それは来ていない。

堀江：

申請者というのはどこが申請しているのか。

MOF 真鍋：

それはたくさんの企業があるという風には聞いている。

堀江：

要するに STP のプロジェクトの中で、多くのところが JBIC に申請しているのか。

MOF 真鍋：

そこは私もきちっと把握はしていないが、たくさんの日本企業が JBIC に対して申請しているのか、あるいはどこか一つが代表になって JBIC に来ているかはちょっと把握していない。

田辺：

2 点お聞きしたい。一つは韓国のケースは正にその先行事例というか、もし原発を輸出するのであれば JBIC も取りうるべきリスクなわけだから、是非新聞報道だけではなく、大使館を通じてか、色々な研究機関を通じてかそれは分からないが、きちんと調査された方が良いのではないかと。その報道ベースだけで収集する以外にも直接インタビューとか、色々研究した方が良いのではないかと思われる。それから、この米国の 170 以上の NGO から書簡が届いたわけだが、これは何か返答をする予定はあるのか。

MOF 藤井：

どうであろうか。要するに返信の手紙を出すかどうか。ちょっとそこは承知していない。

田辺：

是非検討して頂いた方がよろしいのではないかと。通常 JBIC だと、JBIC からそのやり取りの話があると思うが、こういう場合は官邸なのか大使館なのか分からないが、大使館なんかでは割とこういった政治的な意思に対して、色々発信することもあると思うので、そういったコミュニケーションを政府としても行っているかどうか。

ワイト：

その手紙に宛先は多分ははっきりと書いてなかったと思う。どこに返答をするかははっきり書いていなかったと思うが、原子力資料情報室は関わっているし、ワシントンにある NIRS (Nuclear Information Resource Center) は中心的になっている。

堀江：

JBIC を分離するということについて、一旦統合したわけであろう。統合した理由と、それから分離する理由を先ほどちょっと言われたが、専門的になるとか、パイが大きくなると言われたが、その違いというか、流れの中でどういう風に変遷したのかをもう少し分かりやすくというか、法律的に、また内容的にどういう風に違うのかをおっしゃって頂ければというのが一つ。それと先ほど来の問題なのだが、リスク評価についての、今回の場合は JBIC で新しくそういうインフラの問題をやるわけだが、その審査基準をもっと公開して頂くというか、明確にして頂けると有難いと思っているが、その辺をどう考えていらっしゃるのか。あと申請と事業計画があるが、これについても情報公開をして頂きたい。公的資金を使うので分かり易いことになるのかと思うが、その辺のところの 3 点をお願いしたい。

MOF 藤井：

組織の話について言うと、旧 JBIC、旧輸銀と旧 OECF が合併していた国際協力銀行が、旧輸銀部分と旧 OECF が分かれて、旧輸銀が中小公庫や国民公庫と合併して、日本政策金融公庫になり、旧 OECF の部分が分かれて、旧 JICA と合併して今の JICA になった。これが小泉総理時代の最後の政策金融改革の中で、政策金融機関は出来るだけ数を減らそうという中で起きたことだと理解をしている。当時、考え方としては民間の金融機関が出来ることは民間の金融機関がやって、民業だけでは出来ないものを JBIC が対応するという考え方に立っている。その小泉内閣時代の考え方としては、例えば、先進国向けの輸出金融であれば、民間の金融機関で十分日本企業を支援出来るだろうから、そこは法律上 JBIC が出来ないようにするというような、法律上その制限をかけることをしている。それはその当時の状況においては、そういう判断をされていた。

ただその後、世界的なインフラ輸出、あるいは日本企業が実際に出て行って現地でオペレーションやメンテナンスを含めてインフラの案件事業を実施していく流れが出てきている中で、それを従来の民間中心でやり切れるかが議論になって、そこに対して公的金融機関 JBIC が支援する必要があるという民間からの声も上がり、そこは政府内の議論でもそういう政策的必要性があるという判断がされて、そのために JBIC の機能を拡充しようという政策判断のもとに今回の法案が出された。いわば新しい役割を与えられた JBIC が自分たちの事業をやっていくにあたって、この政策金融公庫の中の JBIC として事業をやっていくかが合わせて議論になって、そこは政策金融公庫は国内金融と国際金融と両方やっていて、これはその内容としても対象としている事業分野も違うし、あるいはそのリスクという意味でも随分違うものがあるから、これを一体の同じ組織の中で運営するよりも、むしろ分けて、それぞれの意思決定でやる方がちゃんと出来るという判断に立って、今回の法案では機能の拡充と、政策金融公庫から JBIC を分離することの、2 つの内容の法案を出したというのである。

堀江：

まず最初に政策ありきという理解で良いか。要するにインフラ輸出をやろうとなったので、今までのパイじゃ足りないからそれを分離して、大きくしようということであろう。つまり先ほどは増資の問題としてはまだペンディングがあったけど、行く行くはそういう方向を向いていると。実質的にもそのインフラ輸出というのを政策前提にしているという限りにおいてはそうであろう。

MOF 藤井：

インフラ輸出を支援していくという政策的要請を受けて、事業をやるのが現状にある。

堀江：

それと以前の JBIC だと、要するに民間の補完機関という位置づけであったのが。

MOF 藤井：

まあ新しい JBIC であっても民間を補完するところは変わらないのだが。

堀江：

補完にしては非常に大きい主体的な JBIC になっていると見えるが、これは法令上の問題からして、閣議

決定でやってはいるが、民間の事業に対して公的なものがそのまま直接的に投資するということに関してなんら問題はないのか。

MOF 藤井：

今の公庫法上にも入っているし、新しい JBIC の法律にも引き継いでいるが、民間金融機関を補完して JBIC が事業を行うことが第一条にも目的規定としてある、

堀江：

言葉としては補完だが。

MOF 藤井：

そこはやはりインフラの事業が、原発でもそうだが額も非常に大きいし、融資の期間も普通の案件よりもより長期に貸し出し、借入れをすることになるので、そうするとそれを民間の金融機関だけで出来るのか。出来るならばやれば良いと思う。ただ出来ない部分があるだろうと。そうするとそこは JBIC で補完をする必要があって、という判断である。

堀江：

補完という言葉を盛んに使われているが、例えばベトナムの融資になると政府融資、政府に対する融資ということになる。要するに正に主体となって融資をするという、そういうスタイルになってしまうわけで、確かにその前の JBIC と今回の法案が通った形の JBIC は全く質的な変化があるように思うのだが、そういうことだろうか。

MOF 門間：

元々 JBIC は国に対しても融資をしていた。そのところが急に変わっているとは思わない。それから量的なことではなく、申し上げているのは民業補完は目的形だけではなく、基本的には例えば原発輸出とか色々な案件があると、民間銀行と一緒に融資していくことになる。それは今までとは変わらない。それからもう一つ、前と変わった大きなファイナンス面の動きで、世界的に変わったことはやはりリーマンショック後、民間の金融機関がなかなか長期に渡る融資が出来ない、ファイナンスが出来ないということが起きている。

実際に、今まで JBIC に頼ってこなかった、例えば船舶業界とかが、大体船舶は契約してから 4,5 年かけて輸出するが、そのときになってファイナンスがつかないと。前はほとんど JBIC には来なかったところが、リーマンショック後の中で、なかなか金融が出来ないので、JBIC になんとかして欲しいということが実際に増えている。そういう民間のニーズがあって、そういうことがやはり色々な政府及び政治的なところで議論されて、JBIC の機能をもうちょっと拡充して欲しいということになった。その機能を拡充するときに組織としてどういうやり方が、先ほど申し上げた民間のニーズに対応出来るのか、ということが議論された結果、分離をするという案を持って国会に法律を出そうということになった。

ワイト：

あと一つだけ。増資はまだ決まっていないが、増資するとその増資の財源は何になるのか。税金か。前に ADB 関係では税金という話があったが、そのときは宮原さんしかいらっしゃらなかったと思うが、JBIC に増資が必要だったら。

門間：

大変恐縮な言い方だが、実際にどういう風な必要があって増資をするのかによって答えは異なる。増資といっても JBIC の場合、要するに民間銀行もそうだが、銀行が商売をして儲かったときに純利金を積み立てていくわけである。それがバーゼルの BIS 規制上の自己資本支出になるわけである。JBIC も毎年大體利益があるので、利益の一部は国庫に収めるが、残りは利益処分として事務的に積んでいるわけである。そういう資本の充実の仕方もあるし、一般会計からお金で手当てをすることもあるし、それから財政投融资から財源を見つけることもある。我々財務省の場合はその時々々の財政事情とかを見ながら、増資の規模やファイナンスの仕方を決めるので、今現時点で聞かれても、一体何のためにどの位のニーズがあるのか分からないので、現時点でそのファイナンスをするか、と聞かれても今の時点ではちょっとお答え出来ない。

堀江：

先ほどその情報公開だとか、審査基準を明確にして頂くという、要するにこれだけ大きな質的な変化を起こしている JBIC なので、そういう意味での審査基準上、非常に大きなリスクを認識されていらっしゃるようなので、その審査基準とかそういうものの情報公開、事業計画の事業後の事後報告をお願いしたいと思うので、その辺のところを。

MOF 真鍋：

審査基準は、正直に申し上げると、案件によって色々な観点からこちらでもまず一義的に JBIC がきちんと審査していると思うし、こちらの方も見るべきところは JBIC と意見交換をしながら見ていることになっているので、一義的なこれしか見ないという具体的な審査基準を公開してそれで足りるのかという問題もあるし、そういった基準も特にないという現状である。

もちろん一義的には JBIC は金融機関としてお金が返ってくるかはきちんと見ていると思うし、JBIC が個別の案件ごとに必要とすべき、民間企業の方から審査を、お金を貸すにあたって必要とされるべき書類は、どんな書類が必要かというのは、JBIC は雛形をきちんと用意しているし、それはベースを公開出来るようなものかと思うので、その程度でよろしいだろうか。

堀江：

事業計画なんかも公的資金を使ったりしているのだから、公開されるという方向だろうか。

MOF 真鍋：

もちろん情報公開の観点から公開出来るものは公開していきたいと思っているが、事業計画は個別の企業の戦略に関わる場所もあると思うので、何が何でも公開と言えるわけではないということは述べておきたい。

堀江：

例えば STP にしてみれば、これはもう公開して頂けるのかと思っている。というのは、出資を公募したりしているのだから。そうするとこれだけのリスクはないだろう、これだけのリターンがあると言って行っているわけで、そういうものについては何ら守秘義務もないわけだから、良いのではないかと思うが。

MOF 門間：

国際局の仕事は次から次へと色々な新しいことが起きて、ますます忙しくなっている。今回 JBIC の法案もそうだが、IMF・世銀の法案、IFC の法案とあって、色々国会对応を進めていて、いつもこの会議に出たいと思っているのだが、最後しか出られず申し訳なかった。一応事前にどういう議論がなされる予定かは聞いていたが、一生懸命、透明性をもって我々はなるべく応えるよう引き続き頑張りたいと思うので、また何かご指摘があったら遠慮なく、おっしゃって頂ければと思う。引き続きどうぞお願いしたい。